

(公財)全国高等学校体育連盟
インターハイキャラクター等使用規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、(公財)全国高等学校体育連盟（以下、「(公財)全国高体連」という。）が主催する体育大会である全国高等学校体育総合大会（以下、「インターハイ」という。）のキャラクター等（以下、総称して「インターハイキャラクター等」という。）の使用に関し、必要事項を定めるものとする。

(定 義)

第2条 この規程において「インターハイキャラクター等」とは、(公財)全国高体連が著作権を有している登録商標である第5185104号、第5185105号、第5718721号、第5718722号、第5718723号、第5718724号、第5731508号、これらを展開したもの、並びにインターハイの名称・愛称・スローガン・シンボルマーク、総合ポスターである。

(使用許可申請)

第3条 インターハイキャラクター等を使用しようとする者（以下、「使用申請者」という。）は、あらかじめインターハイキャラクター等使用許可申請書（様式1-1（有償用）又は様式1-2（無償用）に商品一覧表を添えて、(公財)全国高体連に提出し、その承認を得なければいけない。

- 2 使用申請者は、前項の申請書をもって、承認を受けた場合には本規程及びガイドラインを遵守する旨の誓約をしなければいけない。
- 3 前項の申請に要する費用は、使用申請者が負担するものとする。

(使用承認・不承認)

第4条 (公財)全国高体連会長は、前条の申請書を受理した場合は、使用の可否について審査し、その結果について承認・不承認通知書により使用申請者に通知する。承認の場合は別に定めるガイドライン等を交付するものとする。

- 2 (公財)全国高体連会長は、前項の規程により承認する場合において、条件を付することができる。
- 3 インターハイキャラクター等の使用が次の各号のいずれかに該当する場合には、(公財)全国高体連会長はこれを承認しない。
 - (1) (公財)全国高体連、インターハイおよびインターハイキャラクター等の尊厳を傷つけ、又は正しい理解の妨げとなるおそれがある場合
 - (2) 特定の政治、思想、宗教を支援し、または支援しているとの誤解を与えるお

それがある場合

- (3) 特定の個人または団体を支援しているような誤解を与えるおそれがある場合
- (4) 不当な利益を得るために利用されるおそれがある場合
- (5) (公財)全国高体連の事業または(公財)全国高体連が認めた関連事業を推進するうえで支障となるおそれがある場合
- (6) 法令や公序良俗に反するおそれがある場合
- (7) 本規程に従わないおそれがある場合
- (8) その他承認することが適当と認められない場合

(デザイン申請・承認)

第5条 前条第1項によりインターハイキャラクター等の使用の承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、デザイン承認申請書(様式2)、デザインシート及びその試作品等を添えて(公財)全国高体連会長に提出し、その承認をあらかじめ受けなければならない。

- 2 インターハイキャラクター等のデザインは、前条第1項のガイドラインに沿ったものでなければならない。

(使用承認の取消等)

第6条 (公財)全国高体連会長は、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合には、第4条の使用承認を取り消すことができる。

- (1) 使用者が第4条第2項の条件に違反した場合
 - (2) 第4条第3項各号のいずれかに該当することとなった場合
 - (3) 第5条第1項の承認を受けられない場合
 - (4) その他使用者が本規程で定める内容に違反した場合
- 2 (公財)全国高体連は、前項に規定する使用承認の取消しにより使用者が被った損害について、一切の責任を負わないものとする。

(使用料)

第7条 インターハイキャラクター等の使用料は、有償とする。

- 2 インターハイキャラクター等の使用料は、次の各号に掲げる使用の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。
 - (1) 商品(販売目的として製造する商品(パッケージも含む。))及びそれに準ずるもの(以下、「商品等」という。)並びに商品等の広告(商品等の情報を広く宣伝するものをいい、商品等にインターハイキャラクター等を使用しているものに限る。)をいう。)に使用する場合
商品等の売上総額(消費税および地方消費税を含む。)に5パーセントを乗じて算出した金額

- (2) 景品（商品等の販売促進を目的とした製品（パッケージを含む。）及びそれに準ずるもの（以下「製品等」という。）並びに製品等の広告（製品等の情報を広く宣伝するものをいい、製品等にインターハイキャラクター等を使用しているものに限る。）をいう。）に使用する場合は、景品の制作費用総額（消費税および地方消費税を含む。）に5パーセントを乗じて算出した金額
- 3 (公財)全国高体連は、公益上の必要があると認める場合には、前項に規定する使用料を別途個別に協議のうえ使用料を減額することができる。
- 4 (公財)全国高体連と商品販売等の業務委託契約を結んだものの使用料は、2項の規程にかかわらず別途個別に協議の上定めるものとする。

(無償使用)

第8条 第7条の規程にかかわらず、(公財)全国高体連は、次の各号のいずれかに該当するときは、インターハイキャラクター等を無償で使用させることができる。

- (1) 国または地方公共団体が公共用に使用する場合
- (2) 公的団体等が公益的な活動のために使用する場合
- (3) 新聞、テレビ、雑誌等報道機関が報道目的で使用する場合
- (4) 旅行代理店及び公共交通機関が行う広告並びに出版社がその発行する雑誌において使用する場合、当該使用によりインターハイの広報の効果が期待できるとき
- (5) その他公益上無償とする必要があると認められる場合

(使用上の遵守事項)

第9条 使用者は、インターハイキャラクター等の使用にあたり、次にあげる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された用途のみに使用し、他の用途には使用しないこと
- (2) 当該使用にかかる商品等の完成見本を(公財)全国高体連に提出し、商品等の販売開始前にその承認を受けなければならない。ただし、完成見本の提出が困難なものについては、その写真の提出をもって代えることができるものとする。
- (3) 電子データ等の紛失や破損等（以下「事故等」という。）が発生しないよう万全の配慮を行うこと。使用者の事故等により(公財)全国高体連または第三者等が損害を被った場合、使用者は損賠賠償責任を負うものとする。ただし、過失の場合はその限りではない。また、当該使用にかかる事故等に対し、(公財)全国高体連は一切の責任を負わないものとする。

(不争合意)

第10条 使用者は、直接または間接を問わず、インターハイキャラクター等の著作権、

商標登録出願ないしは商標権の有効性（以下、「著作権等」という。）について、（公財）全国高体連と争わないこととする。また、その存続に影響を及ぼす一切の行為ならびに手続きを行わないものとし、かつ、（公財）全国高体連と争う第三者を援助しない。

- 2 使用者は、著作権等に関する第三者との紛争解決について、（公財）全国高体連に協力する。
- 3 使用者は、第三者による著作権等の不正使用の事実を発見したときは、（公財）全国高体連にその旨通知する。

（使用料の納付）

- 第11条 使用者は、第7条により算出した使用料を（公財）全国高体連が指定する期日までに指定する口座に振り込まなければならない。この場合における振込手数料は、使用者の負担とする。
- 2 前項に規定する納入された使用料は、理由のいかんを問わず、これを還付しないものとする。

（承認事項の変更）

- 第12条 使用者が使用承認を得た内容を変更しようとする場合、あらかじめ変更承認申請書（様式第3-1（有償用）又は様式3-2（無償用））に必要書類を添えて、（公財）全国高体連に提出し、その承認を得なければいけない。
- 2 （公財）全国高体連は、前項に規定する申請書を受理した場合は、その内容を審査し、変更に対する承認の可否について変更承認・不承認通知書を交付するものとする。

（反社会的勢力の排除）

- 第13条 使用者は、次の各号の事項を確約する。
- （1）自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成（以下総称して「反社会的勢力」という）ではないこと。
 - （2）自らの役員（業務執行役、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう）が反社会的勢力ではないこと。
 - （3）反社会的勢力に自己の名義を利用させ、申請または契約を締結するものでないこと。
 - （4）インターハイキャラクター等の使用、使用料の全額の支払いのいずれもが終了するまでの間に、自ら又は第三者を利用して、この契約に関して次の行為をしないこと。
 - ア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
 - イ 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為
- 2 前項各号に違反した事実が判明した場合には、（公財）全国高体連はただちに第4条の

使用承認を取り消すことができる。

(権利譲渡の禁止)

第14条 使用者は、インターハイキャラクター等を使用する権利を第三者に譲渡し、又は転貸することができない。

(損失補償等の責任)

第15条 (公財)全国高体連は、インターハイキャラクター等の使用にかかる損失補償等の一切の責任を負わないものとする。

(その他)

第16条 本規程に定めるもののほか、インターハイキャラクター等の使用について必要な事項は別途定めるものとする。

附則 本規程は平成26年6月30日から施行する。

平成30年4月1日 一部改定